

共済だより

令和7年7月号

No.302



高岡おとぎの森公園(高岡市)

おもな内容

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| ○令和6年度 決算の概要 …………… 1～2 | ○コラム「再検査・要治療を放置してしまう」…………… 8 |
| ○短期組合員に係る資格確認書の検認を行います…………… 3 | ○令和6年能登半島地震に係る災害により被災された皆様へ… 9 |
| ○医療費助成を受けていませんか？…………… 3 | ○メンタルヘルスカウンセリング…………… 9 |
| ○定期的な健診と適切な受診を！…………… 4 | ○雪の大谷散策…………… 9 |
| ○ジェネリック医薬品のお知らせの配布について…………… 5 | ○共済貯金の資金運用について…………… 10 |
| ○医療機関・薬局に行かれる際にはマイナ保険証をぜひご利用ください … 5 | ○共済貯金の払戻日予定表…………… 10 |
| ○歯科健診助成事業を実施します…………… 6 | ○保養所グリーンビュー立山について…………… 11 |
| ○年金払い退職給付制度に係る財政状況(令和5年度末)について … 6 | ○「生活年金プラン」ただ今PR中！…………… 12 |
| ○コラム「睡眠不足そのものが心の不調の要因に」… 7 | |

*保養所 グリーンビュー立山「期間限定特別・平日割引加算クーポン券」は、裏表紙に掲載されております。 題字は理事長 角田 悠紀

富山県市町村職員共済組合

ホームページ <https://www.toyama-ctvkyo.or.jp>

令和6年度決算の概要

去る5月22日に開催された第174回 組合会において、令和6年度決算が承認されました。
その決算の概要についてお知らせします。



短期経理

組合員とその被扶養者の病気、ケガに伴う医療費や出産、死亡、休業などに対する給付に加えて、高齢者医療や介護保険制度への拠出金等の納付、能登半島地震による「災害給付（災害見舞金）」の給付を行っています。

短期給付事業の財源不足への対応

医療費の増等で令和5年度に生じた多額の財源不足(約14億円)を6、7年度の2か年で解消するため、短期財源率の引き上げを行っております。6年度予算では約5億円の損失金を見込んでおりましたが、決算では約3億円の損失にとどまる結果となりました。安定的な事業運営を図るため当組合で実施している人間ドックや特定健康診査、特定保健指導などの活用による健康水準の向上にご協力をお願いします。

厚生年金保険経理・退職等年金経理・経過的長期経理

国民年金及び厚生年金（いわゆる1・2階部分）の保険料・負担金を収納する「厚生年金保険経理」、退職等年金給付（いわゆる新3階部分）の掛金・負担金を収納する「退職等年金経理」、平成27年9月までに発生した公務障害年金等の負担金を収納する「経過的長期経理」の3経理について、その全額を年金の支払いや積立金の管理・運用を行う全国市町村職員共済組合連合会に払い込んでいます。

退職等年金預託金管理経理

貸付事業の元手となる「年金積立金からの借入金」と「その利息」を管理しています。

業務経理

短期給付や長期給付の事務的費用のほか、共済組合の管理運営に要する諸費用をまかなっています。地方公団等からの負担金収入を主な財源とし、事務費の節約に努めた結果、当期利益金が生じています。

保健経理

組合員とその被扶養者の人間ドック、生活習慣病健診、女性検診、歯科健診や保養所利用、体育事業などの助成、健康づくり、メンタルヘルス等のセミナー開催に取り組んでおり、各種事業の実績は、おおむね前年度より増えています。保養所の老朽化対応（冷温水発生器のオーバーホール、送迎用バスの更新、厨房機器の入れ替え等）の計画実施に係る費用を宿泊経理へ繰入した結果、当期損失金が生じています。

宿泊経理

保養所「グリーンビュー立山」の運営を行っています。

宿泊利用者数は前年度比806人増となりコロナ前の水準に

宿泊利用者数	15,535人(前年度の105%)
うち組合員等	8,761人(前年度の102%)

回復しました。7年度からの第2期運営委託の開始に向け、大浴場の畳敷きや宴会場のバイキング・バリアフリー対応、客室ベッドの増設等の改修を行い、より快適に利用しやすい施設となっておりますので、皆様のご利用をお待ちしています。

貯金経理

令和6年度の状況（ ）書き令和5年度

貯金支払利率	年1.0%（年1.0%）
資産運用利回り	年1.05%（年1.03%）

貯金加入者からお預かりした資金を、国債、地方債等債券で運用し、貯金利息として還元しています。資産運用利回りが支払利率を上回ったため、当期利益金が生じています。

貸付経理

臨時に必要とする資金（住宅の新築・増改築・購入・修繕や結婚、入学、医療などの費用）の貸付けを行っています。保養所の第2期運営委託に伴う設備等の改修資金を繰入し、この分の当期損失金が生じています。

総括

	令和6年度	対前年度	平均標準報酬月額	令和6年度	対前年度		令和6年度	対前年度
組合員数	18,309人	414人	(短期)	331,765円	3,610円	任意継続組合員数	251人	29人
被扶養者数	9,238人	△24人	(長期)	376,605円	6,361円	任意継続被扶養者数	73人	△6人

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財形
収 入											
負担金	4,678,534	10,444,995	586,823	81,793	—	171,131	159,720	—	—	—	—
掛金(組合員保険料)	4,671,558	7,143,937	586,816	—	—	—	157,106	—	—	—	—
施設収入・商品売上	—	—	—	—	—	—	—	246,758	—	—	—
利息及び配当金	1,315	—	—	—	6	213	2,082	129	700,102	5,854	0
その他の収入	740,834	—	—	—	—	68,378	—	1,616	882	48	—
他経理からの繰入金	—	—	—	—	—	32,385	—	95,600	—	—	—
前年度支払準備金	758,883	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	10,851,124	17,588,932	1,173,639	81,793	6	272,107	318,908	344,103	700,984	5,902	0
支 出											
給付金	5,215,655	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役員給与	—	—	—	—	—	98,243	6,300	17,715	23,967	4,522	—
旅費・事務費	—	—	—	—	—	14,356	1,266	671	2,918	51	—
商品仕入	—	—	—	—	—	—	—	3,435	—	—	—
飲食材料費	—	—	—	—	—	—	—	54,758	—	—	—
委託費	—	—	—	—	—	20,325	2,318	115,731	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	6	—	—	—	616,084	73	—
退職者給付拠出金	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前期高齢者納付金	1,364,481	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
後期高齢者支援金	2,043,019	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病床転換支援金	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護納付金	1,008,764	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連合会払込金	120,924	17,588,932	1,173,639	81,793	—	75,138	—	—	—	—	—
連合会拠出金	563,293	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連合会分担金	—	—	—	—	—	8,999	2,548	—	—	—	—
他経理への繰入金	32,385	—	—	—	—	—	60,600	—	—	35,000	—
その他の支出	5,095	—	—	—	—	46,189	286,901	130,252	7,833	2,674	—
次年度支払準備金	763,844	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	11,117,470	17,588,932	1,173,639	81,793	6	263,250	359,933	322,562	650,802	42,320	0
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△266,346	0	0	0	0	8,857	△41,025	21,541	50,182	△36,418	0

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財形
資 産											
流動資産	3,083,316	1,068,330	73,857	485	7,492	513,068	772,770	354,048	5,552,226	68,335	349
固定資産	—	—	—	—	—	725	—	915,470	61,447,744	447,979	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資産合計	3,083,316	1,068,330	73,857	485	7,492	513,793	772,770	1,269,518	66,999,970	516,314	349
負 債											
流動負債	35	1,068,330	73,857	485	—	9,875	39,011	28,929	60,440,847	1	—
固定負債	763,844	—	—	—	7,492	82,323	4,906	14,275	23,351	29,807	—
負債合計	763,879	1,068,330	73,857	485	7,492	92,198	43,917	43,204	60,464,198	29,808	0
純資産											
資本剰余金	—	—	—	—	—	—	—	2,344,530	—	—	—
利益剰余金	2,319,437	—	—	—	—	421,595	728,853	—	6,535,772	486,506	349
欠損金	—	—	—	—	—	—	—	1,118,216	—	—	—
純資産合計	2,319,437	0	0	0	0	421,595	728,853	1,226,314	6,535,772	486,506	349
負債・純資産合計	3,083,316	1,068,330	73,857	485	7,492	513,793	772,770	1,269,518	66,999,970	516,314	349

短期組合員に係る資格確認書の検認を行います

令和6年12月1日をもって組合員証が廃止されましたが、組合員証及び組合員被扶養者証の検認については、資格確認書の検認及び被扶養者の資格確認調査として引き続き実施します。短期組合員以外の検認は昨年度実施していますので、本年度については短期組合員を対象に行います。来年度以降も隔年で検認と被扶養者資格確認調査を行いますのでご理解とご協力をお願いします。

現在、短期組合員に係る被扶養者の資格確認調査を実施しています。平成18年4月1日以前の生年月日の被扶養者のある方については、職場の共済組合事務担当者の指示に従い、資格要件の確認に必要な書類（在学証明書・所得証明書等）をご提出ください。（同意書のご提出をいただいた方は所得証明書の提出を省略できる場合があります。）被扶養者の収入額によっては組合員の収入がわかる書類の提出を求めることがあります。

本年4月以降、新たな被扶養者の認定や被扶養者の要件の確認により在学証明書等を提出済みの場合には、原則、再度の提出は不要です。7月中にご提出いただきますようご協力をお願いします。(提出期限については、職場の共済組合事務担当者の指示に従ってください。)

なお、現在お使いの組合員証等は、令和7年12月1日まで経過措置として引き続きご使用できます。ただし、資格確認調査により被扶養者の資格要件を欠くことが判明した場合は、資格要件を欠くに至った日に遡り被扶養者の資格は取消となりますのでご注意ください。

また、今回の資格調査に合わせて、夫婦共同扶養による認定者の収入確認を新たに実施します。子の認定等において、夫婦共同で扶養している場合の収入確認を行いますので、職場の共済組合事務担当者の指示に従い、配偶者の収入確認書類（所得証明書等）をご提出ください。配偶者側の収入の方が多いと認められる方については、資格調査の基準日である令和7年10月1日をもって取消となります。夫婦共同扶養における収入確認についても、今後隔年で行いますのでご理解とご協力をお願いします。

医療費助成を受けていませんか？

〈報告が必要な医療費助成〉

- ① 重度心身障害者等医療費助成
- ② ひとり親家庭等医療費助成
- ③ 不妊治療費助成

医療費助成を受けている場合、医療機関の窓口での自己負担分（３割分等）は全額または一部が地方公共団体から公費負担されますので、共済組合からの附加給付等の対象になりません。

重複給付を避けるため、該当される方は、**所属所担当課を通じて、共済組合へお知らせください。**

また、新たに医療費助成の対象となった方と医療費助成の適用がなくなった方はその都度、所属所担当課を通じて、共済組合へお知らせください。

短期給付の適正給付のため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

障	重度心身障害者等医療費 受給資格証						
○○○○○	○○○-○○○						
○○○	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; height: 20px; text-align: center;">○ ○</td> <td style="width: 80%; height: 20px; text-align: center;">○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px; text-align: center;">○ ○</td> <td style="height: 20px; text-align: center;">○○ ○○○</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px; text-align: center;">○○○○</td> <td style="height: 20px; text-align: center;">○○ ○○○</td> </tr> </table>	○ ○	○○○○○○○	○ ○	○○ ○○○	○○○○	○○ ○○○
○ ○	○○○○○○○						
○ ○	○○ ○○○						
○○○○	○○ ○○○						
○○○○	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; height: 20px; text-align: center;">○○○○○</td> <td style="width: 80%; height: 20px; text-align: center;">○○○○○ ○○</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px; text-align: center;">○○○○○</td> <td style="height: 20px; text-align: center;">○○○○○ ○○</td> </tr> </table>	○○○○○	○○○○○ ○○	○○○○○	○○○○○ ○○		
○○○○○	○○○○○ ○○						
○○○○○	○○○○○ ○○						
令和○年 ○月○○日	印						
○○ ○○							

定期的な健診と適切な受診を！



年に一度は、ご自身やご家族の健康状態を確認するため、**健診を受けましょう。**
健診は受けて終わりではありません。健診結果を活かし、生活習慣を見直してみ
ましょう。特定保健指導の対象となった場合は、生活習慣を改善するチャンスとして、
指導を受けましょう。また、必要があれば受診もしましょう。

人間ドック

共済組合が契約する委託実施機関で、組合員期間が引き続いて1年以上ある組合員及びその被扶養者が、**一般ドック**（節目年齢に該当する組合員は**節目ドック**）、**脳ドック**、**PET検査**を受けられる場合、受診費用の一部を助成します。

事前にお勤め先の共済担当課での申請手続きが必要です。

特定健康診査

令和7年4月1日時点で資格のある40歳から74歳までの被扶養者の皆様へ、5月下旬に、ご自宅へ「特定健康診査受診券」を送付しました。

実施機関によって受診期間が異なり、**受診券の有効期限より短い場合がありますので、実施機関にご確認いただきお早目に受診してください。**

組合員の皆様からのご家族へ「特定健診を早めに受けよう！」とお声がけください。

生活習慣病健診

共済組合が指定する検査項目（胃X線検査や便潜血検査など）について、組合員が定期健康診断に附加して実施する場合、1人当たり年1回助成します。

歯科健診

本年度中に該当年齢に到達される組合員、昨年度に特定健康診査等を受けていただいた被扶養者の方へ、6月下旬にご案内を送付しています。この機会に歯科健診を受けてください。

受診勧奨のご案内

生活習慣病（糖尿病や高血圧）の重症化予防のために、数値を再確認いただき、受診をお勧めするご案内を、5月中旬に送付しています。令和6年度の健診結果に基づき、「**血糖値**」や「**血圧値**」に着目して受診勧奨判定値を超えている対象者へお送りしていますが、すでに受診されている場合にはご容赦ください。

対象者様へのお願い

特定保健指導

封筒の中身を必ずご確認ください！

対象となられた方には特定保健指導利用券を送付します。（人間ドック当日に受けられた方は除きます。）

施設型、遠隔型、オンライン型の中からお選びください。**オンライン型保健指導は、今年度も「Wellmira（ウェルミラ）」、「RIZAP（ライザップ）」の2つの実施機関と委託契約しています。**オンライン形式で夜間や休日（委託実施機関によって異なります。）にも面談を受けることができます。詳しくは利用券送付時のご案内をご確認ください。

短期経理財政の安定的な運営のためにも…

特定健診・保健指導の実施率について、国が定めた基準を下回ると、共済組合が支出する「後期高齢者支援金*」の加算（ペナルティ）・減算（インセンティブ）制度により、支援金が加算対象になる場合があります。短期経理財政を悪化させて皆さんが負担する短期掛金が増える可能性があります。

*75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度を支えるために、共済組合を含めた各保険者が負担する費用。



今後も引き続き、特定健診・保健指導の受診へのご協力を、よろしくお願いいたします。

● ジェネリック医薬品のお知らせの配布について ●

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終了後、新薬と同じ有効成分を含み、効き目や安全性が同等であることを条件に承認された医薬品です。研究開発費が削減できるために価格（薬価）を低く抑えることができます。

生活習慣病やアレルギー性疾患などの慢性的な病気等で継続的に薬を服用している場合は、ジェネリック医薬品を使用することで、薬代の自己負担を軽減することができ、さらに医療費の節減にもつながります。

今年度も、ジェネリック医薬品差額通知事業として、「ジェネリック医薬品のお知らせ」を配布しています。（一定の自己負担の軽減が見込まれる組合員宛に、6月、10月と2月にお知らせする予定です。）通知書を確認いただき、切り替えについてはかかりつけの医師・薬剤師に相談してください。

この機会に、ぜひ“ジェネリック医薬品”の活用をご検討ください。

医療機関・薬局に行かれる際にはマイナ保険証をぜひご利用ください

令和6年12月2日から従来の組合員証等（健康保険証）が発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しています。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします。マイナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関・薬局のカードリーダーからも行えます。

※マイナ保険証のメリット ①手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
②データに基づく適切な医療が受けられる

★低所得（住民税非課税）者の方は限度額適用認定証の交付が必要となります。

該当する方で医療費が高額となる方は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を共済組合に提出してください。

現在お持ちの組合員証等は令和7年12月1日まで（有効期限が記載されている方は有効期限まで）使用可能ですが、その後はマイナ保険証が資格確認書を使用していただくことになります。

なお、マイナ保険証の登録手続や利用方法についての詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。

詳しくは厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

サイト内検索

「厚生労働省ホームページ トップページ」のサイト内検索でマイナンバーと検索
⇒「マイナンバーカードの健康保険証利用について」からご覧いただけます。

※マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日（未成年は5回目）まで、健康保険証利用時に必要な電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。有効期限の通知が届きましたら更新のお手続きをお願いします。

歯科健診助成事業を実施します

～口腔内のチェックで、歯とお口の健康を維持しましょう～

むし歯や歯周病は気づかないうちに進行しやすく、放っておくと重篤な病気につながることもあると言われています。

ぜひこの機会に、ご自身のお口の中の健康状態を確認し、早期発見・早期治療につなげるために歯科健診をご利用ください。

- 対象者 今年度中に27、32、37、42、47、52、57歳に達する組合員及び令和6年度中に特定健康診査を受けられた被扶養者（対象者には実施案内を配布いたします。）
- 実施期間 令和7年7月1日～令和7年12月31日
- 実施方法 配布された歯科健康診査票を持って歯科医院で受診
- 受診費用 1人あたり年1回 無料
(ただし、歯科健診に引き続いて治療や更に詳しい検査等を受けられた場合、及び、口腔衛生指導に歯ブラシなどが必要となる場合等の費用については、自己負担となります。)



年金払い退職給付制度に係る財政状況(令和5年度末)について

年金払い退職給付（退職等年金給付）制度の年金財政方式は、将来の給付に必要な費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっております。

このため、地方公務員共済組合連合会では、年金財政状況の確認作業として、毎年、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較と、その結果に基づく国共済と地共済の財政調整を行っています。令和5年度末の状況は次のとおりです。

- (1) 国共済と地共済を合計した剰余の額（積立金＞積立基準額）は約334億円
- (2) 国共済が剰余（積立金＞積立基準額）、地共済が不足（積立金＜積立基準額）の状態であったため、財政調整拠出金（確定値）は国共済から地共済へ約272億円の拠出

- ・ 更に詳しい内容は、地方公務員共済組合連合会のホームページに掲載されています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会のトップページ）

トップページの「年金関連情報 ⇒ 年金財政関係 ⇒ 年金払い退職給付（退職等年金給付）⇒ 財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索



睡眠不足そのものが 心の不調の要因に

睡眠は体だけでなく心の健康にも深くかかわっていますが、働く世代の多くは十分な睡眠がとれていません。この機会に日々の睡眠を見直してみましょう。

睡眠が足りていないだけで心の健康が保ちにくくなる

睡眠不足の影響を調べた研究で、健康な成人男性が1日4時間睡眠を5日間続けただけで抑うつや不安が高まることがわかりました※。

睡眠には脳や体の疲労を回復させ、心身を整える役割があります。また、睡眠中は記憶や感情の整理が行われます。大事な記憶は固定され、イヤな記憶は消去されるため、怒りや悲しみなどの感情もしずまり、ストレスが軽減されます。

このように睡眠には心の健康を保つさまざまな役割があります。たとえ強いストレスを抱えていなくても、睡眠が足りていないと注意力や判断力が低下したり、情動が不安定になるなどして心に不調が生じやすくなります。

日中の眠気や
疲労感

情動不安定
(怒りや恐怖の刺激に
反応しやすい)

注意力や
判断力の低下

つらい出来事や
感情が頭から
離れない



！
短期間の睡眠不足でも
心に不調を生じやすくなる

※出典：PLoS One, 2013;8(2):e56578. doi: 10.1371/journal.pone.0056578. Epub 2013 Feb 13.

休養感のある睡眠をとる工夫をしよう

心の健康を保つためには、朝目覚めたときにしっかりと休まったと感じる「休養感」のある睡眠をとることが大切です。睡眠時間の確保に加え、入眠を促したり中途覚醒を減らすための生活習慣を心がけましょう。

少なくとも1日6時間以上の睡眠を確保する

- 忙しくても週2～3回は6時間以上の睡眠をとる。

しっかり朝食をとり、就寝直前の食事は控える

- 同じ時間帯に朝食をとり、就寝2時間前までに夕食を済ませる。

適度な運動習慣を身につけ、日中に体を動かす

- こまめに歩いたり、すき間時間に筋トレなどをする。

就寝前は心身をリラックスさせ、嗜好品を控える

- 入浴やストレッチ、音楽、アロマなどでリラックスする。
- 夕方以降のカフェイン、喫煙、深酒・寝酒は控える。

就寝前はスマホやパソコンを控え、睡眠環境を整える

- 寝室にスマホを持ち込まず、暗くて静かな環境で寝る。



睡眠時間や生活習慣を見直しても睡眠の問題が続く場合は医療機関に相談しましょう。

その行動は

いずれ自分に返ってくる



再検査・要治療を 放置してしまう

健診結果の「再検査」「要治療」を放置していませんか？ 再検査は「病気が確定していないが、なんらかの異常がみられる状態」のこと、要治療は「すでに病気を発症している可能性があり、すぐに治療が必要な状態」のことです。

いずれも、放置してしまってもよい状態ではありません。放置すると、将来、後悔することになりますので、必ず行動に移すようにしましょう。

覚えておいてほしいこと①

自覚症状はないことがほとんどです

40歳以上を対象にした特定健診は、生活習慣病を防ぐために行われています。生活習慣病は、初期には自覚症状がないことがほとんどで、不調を感じたときにはかなり進行していることが多くあります。

今後のためには「すぐに病院を受診する」ことが最善の策となります。「なんともないから」「まだ大丈夫」と自己判断せずに、適切な検査や治療を受けるようにしましょう。



数値の異常が一時的なものかどうか、もう一度検査します。

病気はまだ確定していませんが、**油断は禁物**です。再検査を受けずに「**来年の健診で確認すればいいや**」とは思わないこと。



すぐにでも治療を始めたほうがよい状態です。

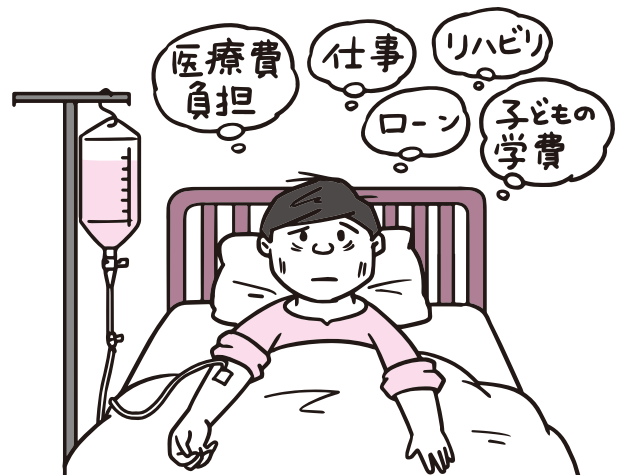
今後、薬をのみ続けなければいけないと思うかもしれません。しかし、薬で数値をコントロールしていくことも必要です。**決して放置はしないこと。**

覚えておいてほしいこと②

働けなくなるかもしれません

放置した結果、生活習慣病、動脈硬化が進行し、ある日突然深刻な病気を発症したら…、これまでと同じ生活ができなくなるケースも想像できます。命の危険があることはもちろん、医療費負担、仕事のこと、家族のことなど、人生が激変することになるでしょう。

生活習慣病は、長い時間をかけて進行します。しかし、病院を受診しないままでは、現在どの状態にあるかもわかりません。もしかすると、すでにかなり進行している可能性もあります。



特定保健指導にもご参加ください



「要治療」に至る前、ご自身の生活習慣改善でリスクを軽減できる方に対しては、特定保健指導をご案内しています。特定保健指導は、保健師や管理栄養士などの健康管理の専門家が、参加者のために今後の改善プログラムを考えます。

継続しやすい無理のないプログラムをご提案しますので、案内を受け取った方はぜひ積極的にご参加ください。

令和6年能登半島地震に係る災害により被災された皆様へ ～災害見舞金の請求はお済みでしょうか？～

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。令和6年能登半島地震に係る災害見舞金の時効が近づいております。未請求の方は、令和7年12月31日までに提出をお願いいたします。

支給申請の手続きなど詳細については、勤務先の市町村等の共済組合担当課または共済組合年金福祉課にお問い合わせください。

健康相談支援事業 ～メンタルヘルスカウンセリング～

こころに負担を感じたら、まずお電話を！

面談（オンライン面談も選べます）・電話・Webから選択し、専門カウンセラーによるカウンセリングが受けられます。

専用ダイヤル ****-****-**** (通話料無料)

専用ダイヤルに電話し、自動音声ガイドに従い、利用したいサービスの番号を選んでください。

(日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/4)はお休みです。)

サービス番号② 面談カウンセリングの予約 予約受付 月～土 10:00～20:00

対面とオンライン合わせて1人年間5回まで無料で面談カウンセリングが受けられます。

サービス番号③ 電話カウンセリング 相談受付 月～土 10:00～22:00

1日1回20分程度が目安で、何度でもご利用いただけます。

サービス番号④ 電話カウンセリングの予約 予約受付 月～土 10:00～18:00

翌日以降の電話カウンセリングをあらかじめ予約できます。

・Webによるカウンセリングを利用する場合は、

Web相談URL <https://www.mh-c.jp/> (インターネットへの接続料は相談者負担) へアクセスし、ログイン番号 **** を入力してください。受付は24時間、返信は数日を要します。



雪の大谷散策



5月10日(土)、11日(日)に30家族(グループ)81名の参加のもと開催しました。

当日はナチュラリストさんに解説していただきながら、班ごとに散策を楽しみました。心配していた天気も散策後半にはすっかり晴れて、気持ちの良い散策となりました。観光バスが小さく感じるほどの雪の大谷や、みくりが池周辺で出会えた雷鳥など、立山の大自然を満喫することができました。

グリーンビュー立山では、千寿の湯にゆっくりつかって日頃の疲れを癒し、富山の幸がふんだんに使われた料理を堪能し、ご家族やグループの思い出の時間となったのではないのでしょうか。



共済貯金の資産運用について

共済貯金は、当組合が皆様からお預かりした資金を法令・総務省通知等の基準に基づき、安全性を最優先に効率的な運用に努めることで、その運用益を貯金利息として皆様へ還元しています。

以下のとおり、共済貯金の資産運用は主に長期の債券で行っており、現在の貯金利率は年1.0%となっています。共済だより前年7月号では「令和7年度事業計画」で、本年4月からの貯金利率引下げの可否を判断するとしておりましたが、市中金利の上昇等から貯金利率1.0%を維持しております。

(貯金利率の推移：H14.4～年1.8%、H24.4～年1.5%、H30.4～年1.2%、R4.4～年1.0%)

1 共済貯金の状況（令和7年3月末現在）

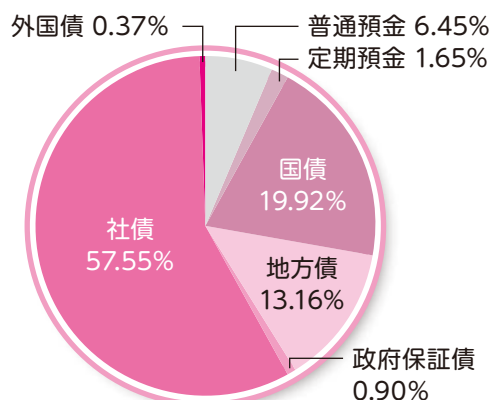
貯金額	6,039,030万円
貯金者数	7,003人
組合員加入率	38.3%
貯金利率	年利 1.0%（半年複利）

なお、当組合は金融機関には該当しないため、当組合と貯金者の皆様との間にはペイオフ制度（元本1,000万円とその利息の保護）は適用されません。このため、分散投資と長期投資を基本としつつ、安全性を重視して資産運用を行っています。

また、不測の事態に備えるため、法定の欠損金補てん積立金と任意の積立金とを合わせ65億3,577万円（令和6年度末）を積み立てています。

（問い合わせ先：総務課）

2 資産の運用状況（令和7年3月末現在）



共済貯金の払戻日予定表（年利1.0%）

* 貯金払戻・解約請求書は、各市町村等共済組合事務担当課を通して、締切日の午前中までに共済組合 **必着** とします。（各市町村等共済事務担当課で締切日を設けてありますのでご確認ください。）

* 払戻金額は1,000円単位です。

* 所定の「貯金振込依頼書」により「臨時積立」として随時任意額（**10,000円単位**）を積立できます。

ATM、ネットバンキング、郵便局からの振込はできません。ご注意ください。

《●印は払戻日、□印は請求書の提出締切日》

7 月							8 月							9 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2		1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
							31													

★「R7年4月～R8年3月の払戻日予定表」は共済組合ホームページ（<https://www.toyama-ctvkyo.or.jp>）をご覧ください。

* 新規申込は随時受付けています。各市町村等共済組合事務担当課へお問合せください。

7月から

保養所「グリーンビュー立山」

「選べる会席プラン」が装いを新たにスタート!

多彩な宿泊会席プランの魅力がより伝わりやすく、選びやすい名称・内容に生まれ変わりました。
詳しくは、共済だより折込裏面及び本保養所ホームページをご覧ください。

料理長のおまかせ会席

リーズナブルでありながら、お肉もお魚もバランスよく楽しめるプラン



※料理写真はイメージです

魚菜彩り会席

魚介類と創作野菜料理を中心としたプラン



※料理写真はイメージです

富山和牛会席

酒粕育ちのとやま和牛をメインとしたお肉をしっかりと食べたい方にお勧めのプラン



※料理写真はイメージです

富山の特選旬会席

春:桜鯛、夏:和牛、秋:松茸、冬:カニ等の旬の食材をふんだんに使用したプラン



※料理写真はイメージです

夏休みは

夏山で

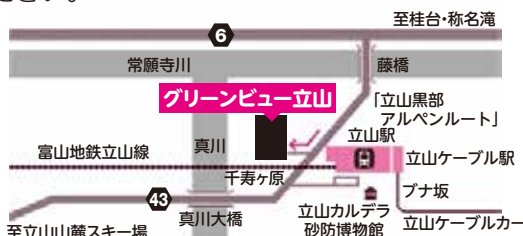
家族で保養所に泊まって、リフレッシュ!!

夏の立山散策は大変混雑が予想されます。

立山黒部アルペンルート出発点「立山駅に徒歩3分!」の保養所「グリーンビュー立山」をご利用いただき、より快適な観光をお楽しみください。

朝一番の出発も♪

朝早くご出発されたい方へ「朝食なし」にも対応いたします。
※予約時等事前にお申し出ください



切符売り場に近いため、 当日乗車券の購入も楽々

ケーブルカーや高原バスの当日乗車券は、立山駅のきっぷ売り場で、当日始発便の20~30分前から発売されます。
※お盆や秋の3連休などの繁忙期は販売制限がかかる場合もあります。

お車は当館へ♪

ご宿泊の方はチェックイン前・チェックアウト後も「当館の駐車場」をご利用いただけます。
※お車ナンバーをお知らせください

公的遺族年金補完制度「生活年金プラン」ただ今PR中!

(保険期間：令和8年1月1日～令和8年12月31日)

今年度は生活年金プランの制度改定があります!

(ガイドブックをご一読ください。)

年に1度の手続きの機会です。お手続きもれのないようお願いします!

制度の趣旨・特長

「生活年金プラン」は富山県市町村職員共済組合独自の制度です。万一（死亡）の場合、公的遺族年金が支払われますが、ご遺族がゆとりある生活水準を維持するのは難しいといわれています。
「生活年金プラン」は、失われる所得部分を補完する制度です。

<ポイント>

- ・1年更新の制度のため、**毎年保障の見直しが可能です。**
- ・1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。**



保険期間・ご請求

保険期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間です。**加入内容の変更や脱退はPR中のみのお取り扱いとなります。(ご退職による脱退は除きます。)**

保険金・給付金のご請求は富山共済サービスへご連絡をお願いいたします。

手続期間等

手続期間：令和7年6月下旬～8月中旬 申込締切日：令和7年8月13日(水)

ご案内資料は所属所担当課より配付、もしくは引受会社(明治安田生命保険相互会社)の制度推進員から直接お届けします。

●令和6年度 保険金・給付金お支払状況 (令和6年1月1日から令和6年12月31日)

制度名	支払件数(件)	支払金額(円)
生活年金プラン	4	143,610,000
障害給付プラス5	4	35,650,000
医療保障保険(基本型)	115	7,359,900
医療保障保険(充実型)	60	5,096,199
医療保障保険(先進医療・治療支援型)	117	1,833,080
三大疾病支援特約制度	11	24,334,774
退職後継続保障制度	0	0
リビングケア		
ケガによる通院	21	1,242,500
携行品損害	9	316,900
賠償責任保険	4	160,878
長期収入サポート	1	5,300
短期収入サポート	3	609,499

当資料に記載の各制度の正式名称

生活年金プラン：年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】障害給付プラス5：年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】退職後継続保障制度：リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】医療保障保険(基本型)：短期入院特約付家族特約付医療保障保険(Ⅱ型)【生命保険】医療保障保険(充実型)：代理請求特約【Y】付集団無配当医療保障【生命保険】医療保障保険(先進医療・治療支援型)：家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保障【生命保険】三大疾病支援特約制度：7大疾病支援特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】リビングケア：賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付弁護士費用補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】長期収入サポート：精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】短期収入サポート：精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

一 令和6年度配当率

「生活年金プラン」約23.8%、「障害給付プラス5」約35.9%、「医療保障保険(基本型)」約34.9%

※ 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする金額は現時点では確定していません。

※ 「生活年金プラン」「障害給付プラス5」「医療保障保険(基本型)」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

※ 「退職後継続保障制度」「医療保障保険(充実型、先進医療・治療支援型)」「三大疾病支援特約制度」「リビングケア」「長期収入サポート」

「短期収入サポート」には配当金はありません。

※ 制度内容の詳細についてはパンフレットをご一読ください。

【制度内容に関するお問い合わせ先】

富山県市町村職員共済組合 保険事務取扱(有) 富山共済サービス 住所：〒930-0871 富山県富山市下野995-3市町村会館内
TEL：076-444-7930 FAX：076-444-7931 (受付時間 9：00～17：00 除土日・祝日)

【その他のお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部北陸公法人営業推進部 住所：〒920-0919 石川県金沢市南町4-47明治安田金沢ビル4階
TEL：076-231-3240 FAX：076-260-4640 (受付時間 9：00～17：00 除土日・祝日)

グリーンビュー立山からのお知らせ

恒例の「夏・秋限定特別クーポン券」利用期間がはじまります。

利用期間:令和7年8月17日(日)～令和7年10月31日(金)まで

当館へご宿泊の際に、本ページに掲載の「夏・秋限定特別クーポン券」を切り取ってお持ちくださいますとお得な割引が受けられます。8月の「富山の特選旬会席」や、9月・10月限定「松茸会席」でのご使用もできます。

平日利用がもっとお得に「平日割引加算クーポン券」ご提供!

利用期間:令和7年8月17日(日)～令和7年10月31日(金)までの平日期間

平日のご宿泊が通常料金よりもっとお得になる「平日割引加算クーポン券」をご提供します。
組合員及びそのご家族の皆様は、平日に、「宿泊利用助成券」5,000円引きと「夏・秋限定特別クーポン券」2,000円引きと「平日割引加算クーポン券」1,000円引きを併せてご利用いただくと、通常料金から8,000円引き(大人)となります。この機会に是非ご利用くださいませ!

季節限定特別プラン【夏・秋の特選会席】

夏の特別プランとして富山のきとときな厳選食材にこだわった「富山の特選旬会席」をご用意いたしました。また、9～10月の2ヶ月間は、毎年ご好評をいただいております秋の特別プラン「特選松茸会席」をご用意しております。

夏限定 (7月・8月)【富山の特選旬会席】



料理写真はイメージです

秋限定 (9月・10月)【特選松茸会席】



料理写真はイメージです

スタッフ一同、皆様のお越しを心からお待ちしております。

グリーンビュー立山 夏・秋限定特別クーポン券

有効期間 令和7年8月17日(日)～10月31日(金)まで

助成金額 (お1人様) **2,000円 (大人) 1,000円 (小学生)**

利用年月日 令和 7 年 月 日

助成金額 2,000円 × 人 = 円
1,000円 × 人 = 円

所属所名 組合員氏名

- 宿泊利用のみ使用できます。 ○ 組合員およびその家族のみ使用できます。
○ 本券をチェックイン時にフロントに提出してください。 ○ 本券1枚で8名様までご利用できます。
○ 通常の「利用助成券」と併用できます。
○ 75歳以上の組合員は宿泊利用助成券・本券をご利用できません。

グリーンビュー立山 平日割引加算クーポン券

有効期間 令和7年8月17日(日)～10月31日(金)までの平日

助成金額 (お1人様) **1,000円 (大人のみ)**

利用年月日 令和 7 年 月 日

助成金額 1,000円 × 人 = 円

所属所名 組合員氏名

- 平日宿泊利用のみ使用できます。(土曜日、祝前日使用不可) ○ 組合員およびその家族のみ使用できます。
○ 本券をチェックイン時にフロントに提出してください。 ○ 本券1枚で8名様までご利用できます。
○ 通常の「利用助成券」「夏・秋限定特別クーポン券」と併用できます。
○ 75歳以上の組合員は宿泊利用助成券・本券をご利用できません。